

重要事項説明書

社会福祉法人はまなす会

当施設（事業所）は介護保険の指定を受けています。
（秋田市指定第0570115295号）

当施設（事業所）は利用者に対して指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供します。施設（事業所）の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1 事業者	1
2 施設（事業所）の概要	1
3 職員の配置状況	2
4 当施設（事業所）が提供するサービスと利用料金	3
5 苦情の受付について	4

1. 事業者

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人はまなす会 |
| (2) 法人所在地 | 011-0946 秋田市土崎港中央三丁目4番40号 |
| (3) 電話番号 | 018-845-4575 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 泉 正 樹 |
| (5) 設立年月日 | 平成14年12月27日 |

2. 施設（事業所）の概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 施設の種別 | 指定短期入所生活介護施設：平成18年11月1日指定
指定介護予防短期入所生活介護：平成19年4月1日指定
※当施設は特別養護老人ホームぬくもり山王に併設されています。
秋田市指定第0570115295号 |
| (2) 施設の目的 | 社会福祉法人はまなす会（以下「事業者」という。）が設置する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護施設（以下「事業所」という。）は、居宅要介護者等（以下「利用者」という。）の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的としています。 |
| (3) 施設の名称 | ショートステイぬくもり山王 |
| (4) 施設の所在地 | 010-0941 秋田市川尻町字大川反233番地の59 |
| (5) 電話番号 | 018-824-7000 FAX 018-862-1713 |
| (6) 管理者氏名 | 管理者 泉 正 樹 |
| (7) 当施設の運営方針 | ①短期入所生活介護事業を実施するにあたっては、利用者の人権を尊重し、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとします。
②相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画を作成し、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営む上で必要な援助を行うものとします。
③介護予防短期入所生活介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図ります。 |

- (8) 開設年月日 平成 18 年 11 月 1 日
- (9) 営業日及び営業時間
- | | |
|------|-------------------------|
| 営業日 | 年中無休 |
| 受付時間 | 月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時45分 |
| 面会時間 | 午前7時30分～午後8時 |
- (10) 利用定員 2人
- (11) 第三者評価の実施状況 実施なし
- (12) 居室等の概要

当施設（事業所）では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	18 室	トイレ・洗面台付
2人室	2 室	多床室・四連引き戸・障子間仕切付
4人室	9 室	多床室・三連引き戸・障子間仕切付
合計	29 室	
食堂	2 室	機能訓練室を兼ねる
機能訓練室	2 室	筋力マシン・訓練用機器設置
浴室	3 室	大浴槽・特殊浴槽、内2室は家庭浴槽
医務室	1 室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

※短期入所生活介護専用居室は、個室2室となります。

※居室以外の共用部分については、併設する特別養護老人ホームぬくもり山王と兼用となります。

☆居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当施設（事業所）では、利用者に対して指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職員は、併設する特別養護老人ホームぬくもり山王職員と兼務しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人数	指定基準
1. 施設長（管理者）	1 名	1 名
2. 生活相談員	1 名	1 名以上
3. 介護職員	9 名	1 名以上
4. 機能訓練指導員	1 名	1 名以上
5. 管理栄養士	1 名	1 名以上
6. 用務員	1 名	
7. 医師（嘱託）	1 名	必要数
8. 調理員		業者委託

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1 介護職員	勤務時間 早出A：午前7：10～午後4：10 1～2名 日勤：午前8：30～午後5：30 1～2名 遅出A：午前10：00～午後7：00 1～2名 夜勤：午後5：15～翌午前9：15 1名
2 看護職員	勤務時間 平常：午前8：30～午後5：30 毎日1～4名が勤務しています。 ※併設する特別養護老人ホームぬくもり山王に配置されています。
3 機能訓練指導員（看護師）	勤務時間 平常：午前8：30～午後5：30 1名 ※併設する特別養護老人ホームぬくもり山王と兼務

4. 当施設（事業所）が提供するサービスと利用料金

当施設（事業所）では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設（事業所）が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合があります。 |
|--|

(1) 当施設（事業所）が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割（一定以上の所得のある方は8割又は7割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①居室の提供

②食 事

- ・当施設（事業所）では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。（本人の希望により居室での食事も選択可）

（食事時間）

朝食=7：30～8：30 昼食=12：00～13：00 夕食=17：30～18：30

③入 浴

- ・入浴（一般浴）は月曜日から土曜日まで行っています。（週2回以上入浴可能です。）
- ・寝たきりでも特別浴槽を使用して入浴することができます。
- ・家庭浴槽は希望があればいつでも利用できます。
- ・体調不良等により入浴できない場合は清拭を行います。

④排 泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員の指示・助言のもと、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、毎日の口腔ケア、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉

①サービス利用料金

別紙「利用料金表」によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

(2) (1) 以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①理髪・美容

利用料金：実費

②レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費、園外レク等にかかる交通費等の実費をいただきます。

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担頂くことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。
☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2カ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用月毎、及び終了時に合計金額を次の方法によりお支払い下さい。

銀行預金口座振替(秋田銀行・北都銀行) 指定口座振込 現金支払い

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定期間の前に、利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日午後5時までに申し出があった場合	無料
利用予定日の当日午前8時30分までに申し出があった場合	利用料金の5%
利用予定日の当日午前8時30分までに申し出がなかった場合	利用料金の10%

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、施設(事業所)の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

○利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 緊急時の対応について

当施設を利用中に、利用者の病状の急変が生じた場合、またはその他必要な場合は、速やかに主治の医師または当施設の協力医療機関への連絡を行い対処いたします。その際は、ご家族へ必ずご連絡し対処いたします。

○協力医療機関 中通総合病院(秋田市南通みその町3-15) TEL 018-833-1122

6. 非常災害対策について

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画、業務継続計画(自然災害・感染症)を作成し、それらの計画に基づき、職員等の研修・訓練を定期的に行います。

7. 事故発生時の対応について

利用者に対する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。また、事故の状況及び事故に際してとった処置については記録し、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

8. 苦情の受付について

(1) 当施設(事業所)における苦情の受付

当施設(事業所)における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者) [生活相談員] 川辺 雄平

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時45分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○秋田市介護保険課

所在地 〒010-8560

TEL 018-888-5674

秋田市山王一丁目1番1号

FAX 018-888-5673

○秋田県福祉サービス相談支援センター(秋田県運営適正化委員会)

所在地 〒010-0922

TEL 018-864-2726

秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館2階

FAX 018-864-2742

○秋田県国民健康保険団体連合会

所在地 〒010-0951

TEL 018-883-1550

秋田市山王4-2-3 秋田県市町村会館4階

FAX 018-883-1551